

大学経営政策研究

第15号 (2025年3月発行) : 19-36

# 東京帝国大学文科系学部における「研究室」の 創設過程

—Seminarの受容にみる歴史的位相—

今野 翔太



# 東京帝国大学文科系学部における「研究室」の 創設過程

—Seminarの受容にみる歴史的位相—

今野 翔太\*

## はじめに—本稿の目的と意義—

本稿の目的は、東京帝国大学の文科系学部における「研究室」が、ドイツの大学におけるSeminar（ゼミナール）を受容したものであることを示すことである。特に本稿では、「研究室」創設に至る過程に焦点を当て、研究を通じた教育や研究そのものの実践（「研究」の位相）とそのための書籍・資料・標本などを集積した物理的施設・設備（「室」の位相）の双方の位相から捉え、かつ個別の専門分野史を超えた大学史的意義の検討を試みる。

これまでドイツにおけるSeminarの日本への受容については、主として教育、特に研究を通じた教育の実践への関心に基づく研究が多く積み重ねられてきた。例えば、潮木（1997）などが京都帝大において東京帝大との教育方法の差異化の方途としての「演習（科）」導入の「挑戦」を、また菊池（1999）が福田徳三に着目しながら東京商科大学などを含めたSeminarの導入の取り組みを描いている。また近年では、西野（2022）が現代の「ゼミナール教育」や「ゼミ」を把握するために官立私立にわたる教育方法としてのSeminar導入の歴史的過程を検討している。しかしながらこれらは、研究を通じた教育の実践の側面を導入する取り組みを跡付けるものであり、本稿で論じていくSeminarが有したもう一方の物理的施設・設備として特徴は、言及されたり考察されたりしてはいるものの、双方が一体的に把握されて受容された姿としての「研究室」は見逃されている<sup>1</sup>。対して物理的施設・設備に着目して帝大や学問の形成を解明しようという取り組みは、Kikuchi（2021）が、科学史的な視座から東京帝大理科大学における「実験室」教育に着目して、理科大学本館の設計から当時の教員たちの学問的背景やその対立の構造を明らかにしている。こうした取り組みは国際的な評価を得ているものの、多様な実験機材や器具を用いる理科系学部・分野にとどまっており、文科系学部・分野における議論は限定的と言わざるを得ない。

こうした中で「研究室」そのものに着目した研究もまた限られている。例えば、河村（2016）は東京帝大の図書館システムにおける部局図書館・室の淵源としての位置づけにおいて、部屋ないし場ならびに教員（講座）および学生（学科）を一体的に捉えた「研究室」の定義を提出しているが、これはあくまでも図書館システムにおける補助概念に過ぎない。また小澤・佐藤編（2022）も同様な定義を提示した上で、文学部の史学科における演習授業や後継者養成にも関連させて史学という専門分野における意義を論じているものの、他の専門分野との関係性や比較については保留されている。あるいは今野（2022）が、東京帝大経済学部の淵源となる「経済統計研究室」の構造や形成

\* 東京大学大学院教育学研究科 博士課程

過程をとりあげ、Seminarとの関係性や物理的施設・設備としての意義に言及しているものの、それらを自明の前提のように捉えており、具体的な受容の過程についての考察が不十分である。

以上のような先行研究の状況に鑑みて本稿は3つの意義をもつ。第一に「研究室」を、教育・研究の実践と物理的施設・設備の2つの位相から捉えることである。この位相の設定により特に「研究室」の物理的側面を捉えることができ、これまで実践の側面に偏し、看過されてきた実践と空間が一体的に把握された「研究室」の姿を浮かび上がらせることができる。第二に、これまで主に個別の専門分野史の文脈で論じられてきた「研究室」を文科系学部という分野横断的な枠組みで捉えることである。この枠組みの拡大によって、「研究室」を種々の制度や専門分野間の関係を考察できるようになり、より広範な文脈に位置づけることが可能になる。そして第三に、これらの取り組みによってこれまで明確に関連付けて論じられてこなかったSeminarと「研究室」を架橋することが可能となり、大学の制度や学問の受容の新たな側面を描くことができると考えられる。

以下では、草創期「研究室」の事例から創設過程について考察することで「研究室」が有した特徴を析出し（第1章）、その事例から見出された特徴が獲得されるに至った経緯を、19世紀ドイツの大学におけるSeminarの形成と変容の影響ならびに帝大における認識論を明らかにしたうえで（第2章）、その背景となる物理的、制度的および人的・世代的要因の構造に迫る（第3章）。このようにして、ドイツのSeminarの受容が帝大の「研究室」につながるという過程について、Seminarが教育・研究の実践の場から物理的施設・設備の場へと機能が変容していくことで「研究室」が実現していく過程を交えて論じていく。

## 1. 「研究室」の創設—経緯と特徴—

### 1.1 「研究室」前史—実現しなかった「史学研究室」—

「研究室」は明治20年代にはその創設が提言されていた。それは明治21年に遡り、文科大学への国史学科新設に際して当時の総長だった渡邊洪基が、お雇い教師で史学を教えたリース（L. Riess）に意見を徴した際の回答中に見出される。東京帝国大学編（1932）にはその訳文が掲載されており、国史学発展を期した彼の回答は6条にわたっているが、その5つ目に「研究室ヲ編年史編纂掛中ニ設ケ本学ニ於テ蒐集保存スル所ノ資料ハ学生ヲシテ之ヲ参観スルコトヲ得セシムベシ故ニ学生ニハ其研究ノ科目ヲ委員長ニ示シ其許可ヲ得テ資料目録ヲ点検スルコトヲ得セシムベシ研究室ニ日本歴史ノ書房ヲ附属シ学生ノ閲覽ニ供スヘシ」（1302頁）<sup>2</sup>とあり、資料を収集しそれらを学生が閲覧・利用できるようにするための書庫のようなものとして登場している。

これに対し、文科大学長の外山正一も、明治26年に「理科大学工科大学等の諸学科に実験場のある如く、此の際文科大学史学科の為に史学研究室を設けて、教授助教授の自ら史学を研究し且つ学生を指導して史学を研究せしむる処と為し、旁ら教授助教授の助手数名を率て史料事業に当らんに其にて事足るべきならん」（外山 1983、153-154頁）と「史学研究室」に言及し、理科系の「実験室」と対比した意味での「研究室」のイメージと、教育と研究が両立される場としての「研究室」のイメージが示されている。「研究室」は、明治20年代のうちに提言こそされていたものの実現はしなかった。ただ、後の「研究室」の基本的な枠組みとなるイメージは共有されつつあったようで

ある。

## 1.2 草創期「研究室」の創設—創設者の経歴と諸制度—

こうした前史を経た後、「研究室」は創設される。『総説・文学部』の記述によると、法科大学では明治33年の「刑法研究室」を嚆矢として明治35年に「法制史研究室」と「国際公法研究室」が設けられ、他方の文科大学では明治30年に「国語研究室」と「心理学研究室」が創設され、明治年間に各学科にも設けられるようになったようである（41-42頁）。本稿では先行研究や資料の状況を踏まえて、文科大学から「国語研究室」および「社会学研究室」を、法科大学からは「刑法研究室」をとりあげて草創期の「研究室」の事例として検討していく<sup>3</sup>。この3事例は草創期「研究室」の重要な特徴を共有しており、原形として後続の範型となったと考えられる。以下では、まずその創設の経緯を創設者の留学先などを含む経歴や関連する学科や講座といった諸制度との関連から検討する。その後、各「研究室」について創設者の意図や思想などの視点を加味して考察を加える。

表1は、事例として挙げた各「研究室」の創設者とその経歴および関連する制度の一覧である。これを見ると「研究室」の創設は明治30年代であることがわかる。この時期は、明治19年に帝国大学が創設されたり明治26年に講座制が施行されたりするなど帝大の基本的な制度が整えられてきた時期であり、明治30年には京都帝大の新設に伴って帝大から東京帝大への改称が行われている。

表1 各「研究室」の創設者とその経歴および関連する制度

「研究室」	「国語研究室」	「社会学研究室」	「刑法研究室」
創設年	明治30年	明治36年	明治33年
創設者	上田萬年	建部遯吾	岡田朝太郎
創設者の経歴	明治21年 帝大文科大学和文学科卒業、大学院入学 明治23年 独、仏へ留学 明治27年 帰国、教授就任、博言学講座担任 明治31年 文部省専門学務局長、博言学講座分担（助教授芳賀矢一と分担） 明治32年 国語学国文学国史第三講座分担（講師小杉樞郎、黒川真道と分担） 明治34年 東京帝大教授が本官となる、言語学講座担任（前年に博言学講座を改称） 明治35年 国語調査委員会主査委員 明治38年 国語学国文学第一講座担任 昭和2年 退官	明治29年 帝大文科大学哲学科卒業 明治30年 社会学講座分担（講師高木正義と分担） 明治31年 独、仏に留学 明治33年 留学中に助教授就任 明治34年 帰国、教授就任、社会学講座担任（明治42 - 43年は海外出張） 大正9年 社会学第一講座担任 大正11年 退職	明治24年 帝国大学法科大学弘法科卒業、大学院入学 明治26年 帝国大学法科大学講師就任、刑法刑事訴訟法講座ニ属スル職務分担（講師亀山貞義と分担） 明治27年 助教授就任 明治30年 非職。独、仏、伊へ留学 明治33年 帰国、教授就任、刑法講座担任 明治34年 刑法講座担任、刑事訴訟法講座兼任明治36年刑法講座担任 大正4年 退職
関連する学科	明治19年 博言学科 明治37年 文学科 明治43年 文学科（博言学専修学科） 大正8年 国文学科、言語学科	明治19年 哲学科 明治43年 哲学科（社会学専修学科） 大正8年 社会学科	明治19年 法律学科
関連する講座	明治26年 博言学講座、国語学国文学 国史第一～第四講座 明治33年 言語学講座 明治34年 国語学国文学第一・第二講座	明治26年 社会学講座 大正8年 社会学第一・第二講座	明治26年 刑法刑事訴訟法講座 明治33年 刑法講座、刑事訴訟法講座（分離）

『総説・文学部』および井関編（1921）より作成。

また文科大学においては学科が目まぐるしく変遷しており、明治19年に哲学、和文学（のちに国文学）、漢文学および博言学科の4学科だったものが、明治23年に至るまでに史学科、英文学科、独逸文学科（明治20年）、国史学科（明治21年）、仏蘭西文学科（明治23年）を有する9学科体制となり、明治37年には哲学、史学、文学科の3学科へと概括された。その後、明治43年にはこの3学科の下に19の専修学科が設けられ、大正8年にはこれらが独立して19学科となり、最終的には17学科体制で終戦を迎えることになる。このように「研究室」創設は帝大の諸制度の揺籃期の時代に重なり、その名称は学科や講座と必ずしも一致するわけではないようである。

また創設者に着目すると、明治20年代の学卒後に大学院に進み、明治30年前後に主にドイツとフランスに留学し、その前後に教授職となって講座を担任していることがわかる。加えて、「研究室」創設は創設者の帰国後のことであり、創設者の留学経験が創設に影響を与えたことがわかる。次節からは各「研究室」創設の具体的な経緯をみていく。

### 1.3 「国語研究室」—「国家的な調査研究」から「学生の研究勉学」へ—

「国語研究室」は明治30年に上田萬年によって創設されたが、その構想は明治28年には既に現れており、建議書が総長の浜尾新宛に出されている。それは「帝国大学文科大学に国語研究室を興すへき儀」と題されており、近代日本の国語創出の「事業」である「国語問題」を念頭に置きつつ、「小官は我文科大学内に其研究室を創立し茲に其研究資料を網羅し茲に有為の子弟を教育して緻密なる科学的智識及方法を以て此広大深遠なる事業の各方面より漸次合期的の解釈を試み行く事の最良策たることを信す」（東京大学国語研究室創設百周年記念国語研究論集編集委員会編1998、巻頭から6頁目）と目的が述べられている。また「研究に関する事項」として5つ挙げられているが「国語に関する著書を網羅しこれを研究室に備へつくる事」や「研究室に当分十二名の研究生を置く事」、「方言攻究の事」（同前、巻頭から7-8頁目）とあり、国語に関する調査や研究が「国語研究室」の中心に据えられていることが具体的にわかる。さらには「明治三十年度概算書類」として明治30年度の費目が示されており「俸給」、「庁費」、「旅費」、「雑給及雑費」が「研究室」独自の予算として要求されている。

これについて、上田に師事した一人である時枝誠記はこの建議書にふれつつ、「我々の興味を感じることは、上田博士によって構想された国語研究室の性格といふものは、今日の諸大学の持つ研究室が、学生の研究勉学のために設けられた機関であるのと相違して、多分に、国家的な調査研究の機関としての性格を持つものとして考へられてゐることである。」（同前、巻頭から9頁目）と述べる。この他の「研究室」との性格の相違については後述するが、第一に「国語問題」という目的があり、その手段として資料収集と研究を通じた教育をすることが企図されていることがわかる。上田にとって、この「国語問題」は大日本帝国の国語を確立してその下に臣民をまとめるという一大プロジェクトであり、大学院入学当時から教えをうけたイギリス人言語学者のチェンバレン（B. H. Chamberlain）によってもたらされた最新の言語学の方法論を実践する場が「国語研究室」だったようである。

しかし、そうであれば明治30年あるいは明治28年を待たずに「国語研究室」は構想されるであら

う。ここに留学が重要な役割を果たす。それは例えば、教え子の保科孝一が「国語学をおういに発展させるには、何うすればよいかふかく思をいたし、ドイツの大学におけるゼミナール制を必要と認め、いちはやく国語研究室の便を図られたのである」（保科 1987、34頁）と語るように、留学先のドイツの大学において「ゼミナール」を体験したことで（清水 2012）、彼の目的とその達成手段としての「国語研究室」が完成するのである。しかしながら、時枝によれば「国語問題」に関する研究は、「国語研究室」から国語問題調査委員会（明治35年設置）へ移管されるようになることで「学生のための研究室としての性格に転じていったのだと思う」（東京大学国語研究室創設百周年記念国語研究論集編集委員会編1998、巻頭から10頁目）と述べられており、「国語研究室」のあり方から「国語問題」をめぐる調査や研究における政治的性格が脱色され、学生に「研究室」の資料などを用いて研究を通じた教育を実施するという教育的性格を有するものとなったと認識されている。

#### 1.4 「社会学研究室」—研究を指導する常置機関—

社会学は、東京大学において外山正一とフェノロサ（E. F. Fenollosa）によって「世態学」として講じられていたものが明治18年に「社会学」と改称されたことに始まる。帝大創設後は文科大学において引き続き外山によって講じられ、明治26年に講座が置かれた後、明治43年に哲学科の中の専修学科として位置を占める。しかし明治30年に外山が総長となるに至って講師の高木正義と建部遯吾が講座を引き継ぎ、建部が留学を経て明治34年に講座を担任することになる。

こうした時期に創設されたのが「社会学研究室」である。明治36年の『哲学雑誌』に掲載された建部の「社会学研究室開室の辞」には、「西遊三歳、洽く彼土の施設に観て、同学と研鑽の事を共にする、尤も研究室開設の急要を覚り、帰朝直に之を大学総長〔山川健次郎〕及文科大学長〔井上哲次郎〕に計りて其熱心なる賛成を得、……遂に今日開室の運を見るに至れり。……書籍の寄贈及購入、器具の調製等、創設の準備殆と成り、開室の期太た紆うすべからざる者あるを以て、今三十五年度に於いて直に先つ法文科大学研究室に於ける一室に我仮研究室を開設せり」（建部 1903、199-200頁）とある。これによると、建部は留学中に見た現地の施設に「研究室」の必要性を「覚り」、総長や文科大学長に交渉して、文科大学本館の中に部屋を得て開設されたことがわかる。この部屋は書籍が置かれる場であり、外山の使用していた部屋ともいわれている（林 1928、246頁）。

建部の社会学は、社会を最高の實在たる人格有機体である「社会人格有機体説」と称され、王陽明の「知行合一」とコンテ（A. Comte）の「予見せんがために知る」という思想を融合させた「実理精神」による体系を展開し、またこれに基づいてデモクラシーを批判し国家主義的な思想を明確にするなど、「建部時代」と言われるような特有の存在感をもった（『総説・文学部』、423頁）。しかしながら、「演習」や卒業論文を導入したり、あるいは社会学専修の単位を拡張したり、「研究室」において綿密な指導をしたりと社会学科の整備に尽力し、教育にも熱心であったようである。後の時代に、東京大学百年史編集委員会編（1984）は、「教官のみならず、学生をも出入りさせて研究を指導する常置機関たることを狙った研究室という制度」（843頁）と記しているが、こうした研究を通じた教育を実践する場としての「研究室」という場を日本に定着させた意義は大きい。

### 1.5 「刑法研究室」—「刑法学理」研究の場—

「刑法研究室」の出自は他の事例に比して資料に乏しい。その存在は『総説・文学部』において法科大学最初の「研究室」と紹介され、また東京大学キャンパス計画室編（2018、54頁）に掲載されている明治30年頃とされる「法文科大学校舎」2階の図面に一室が占められていることで知りうる。従って「刑法研究室」創設の経緯を直接的に知る資料は限られているが、創設者の経歴と彼の残した「演説」などからその姿を素描していきたい。

創設者である岡田朝太郎は、法科大学の重鎮でもある穂積陳重を指導教員として刑法を専攻し、明治26年に講師となって以降、刑法刑事訴訟法講座ないし刑法講座を担った。明治30年にはドイツ、フランスに留学を命じられ、留学中にイタリアへの転学を願い出て許されている。明治33年の帰国後に教授として講座担任となるのと時期を同じくして「刑法研究室」は創設されていることから、ここでも「研究室」創設と留学の関係が推測される。特にドイツではベルリン大学とハレ大学に学び、監獄の建学や「刑具拷問具」の調査などもしている（西 2017）。こうした留学での体験を述べたものと思われるのが「現今の刑法学理適用の有様」（岡田 1899）という演説である。この演説で岡田は、日本の刑法の「学理」の研究を「書籍上の研究」と「実際に利益のある研究」に分けた後、裁判での適用論などに関する後者に偏しており前者が不振であると指摘する。その上で刑法に特化した「研究会」、「図書室」そして「標本室」の必要性を強調する。特に「標本室」については、刑罰の道具や監獄の写真などをまとめてそろえて研究に活かす必要があり、さらに「図書館に此標本室がなければならぬ、モウ一つは刑法学理の公開の研究会即演説なり討論なり夫から機関雑誌総て世間に打出して考を弘める方法というものを別けて無ければならぬ」（岡田 1899、303頁）とこれらの一体的な運用が不可欠だと述べる。

「刑法研究室」はこうした岡田の主張の延長線上にあるものと解することができる。後年、法学部にできた列品室には「刑事学の参考品が収蔵陳列されて居た」（『法学部・経済学部』、11頁）とあるように実際に刑法関連の標本などが法学部内に蓄積されていたようであり、標本や書籍を通じた刑法の教育や研究の拠点たる部屋として「刑法研究室」が創設されたことがうかがわれる。さらに明治32年には『東洋学芸雑誌』の「展覧会」に関する記事で、「法科大学に於ては刑法研究室に陳列せる標本写真文科に於ては精神物理学研究室〔心理学研究室〕に於て種々の機械又は図書を以て研究の状況を示し」（著者不明 1899、256頁）とあるように、研究の実践を内外に示すものとして例示されている。また、演習などについては、その痕跡こそ見えないもののそうした実践を企図していたことは先の引用から知りうるだろう。

### 1.6 小括

以上の前史と事例の検討から「研究室」にはいくつかの共通の特徴がみられることが分かった。第一に時代的な特徴として、明治30年代に創設されたことがわかる。より正確に言えば、明治20年代には構想があったものの実現せず、明治30年代に入ってから実現されるようになっている。第二に、いずれにおいても創設者があり、彼らが欧州留学を経た後にその経験に基づいて自ら創設を主張し実現させたことである。特に興味深いのは、創設の目的には「国語問題」の調査や社会学を研

究するための「常設機関」ないし標本室を備えた図書館という個別の差異があるものの、いずれも主としてドイツ等での留学経験をもとに書籍や資料、標本を集積する施設・設備を有していることであろう。またそれらを活用した研究を通じた教育や調査研究の実践の場として実現された点に共通点があり、Seminarの影響が直接的に言及されているものもある。

こうした創設の経緯にまつわる特徴は、「研究室」が後述する留学の制度化や講座制などの法制をとまなう帝大や学問の制度化と一線を画した非法制的な制度化の過程であることを示唆しており、「研究」という位相と「室」の位相が一定の関係を有して受容されたことを示している。特に「研究室」が創設された明治30年代前半は教員自体の数もまだ比較的少なかった<sup>4</sup>。そのため、草創期の「研究室」創設者である「教授」たちの創設における影響力は大きかったと考えられ、講座制などのように制度的ないし政策的に導入されたものとは一線を画していると考えることができる。次章からはこうした特徴が獲得されるに至った背景を明らかにしていく。

## 2. 「研究室」の原形と存在形式

### 2.1 「研究室」の原形—19世紀ドイツの大学におけるSeminarの形成と変容—

本章と次章では、前章の事例から明らかになった草創期「研究室」の創設における特徴がどのような過程や条件によって生み出されたかを検討していく。本章では、特に「研究室」の原形にあたるSeminarのドイツにおける形成と変容の過程および日本の「研究室」創設に与えた影響をみていく。

まず「研究室」の原形となったSeminarの形成と変容を、既往の知見に負いながら日本における「研究室」につながる姿を明らかにしていく。Seminarの出現は、例えば潮木（1997）によれば18世紀末から19世紀初頭に遡り、神学における牧師の養成やギムナジウムなど中等学校の教師の養成といった職業訓練のための実用的な目的において出現したもので、少数精鋭のエリートの教育を行うものだったという。こうした分野の布置や機能をもつSeminarは、19世紀を通じて種々の変容を遂げていく。例えば、森田（1995）は、歴史学教育の分野について、ランケ（L. v. Ranke）が1825年から私邸で行った方法論の伝授を主とする教師と学生の密接なつながりによって営まれた「自由で私的団体的性格」（同75頁）をもった演習が、ジーベル（H. v. Sybel）を経て制度化され、「国家予算・固定した演習室・専用図書施設」（同75-76頁）によって構成される「ゼミナールの外的三条件」（同前）をもつものへと変容し、弟子や講座を介して各大学へ拡大していったことを示している。また潮木（1997）では、専門分化や高度化によって研究者養成の場としての性格を有するようになったり、大衆化を経てエリート的性格を失っていったりする姿を描いており、19世紀末にはSeminarによる教育が困難になっていたと指摘する。

では、本稿の関心に照らしてSeminarに対する認識の変容に着目しよう。潮木（1973）は、19世紀後半にSeminarがどのように規定されているかということについて、1870年代の急激な大衆化による初期のSeminarの理念が成立不能になったことを指摘した上で、「ゼミナール規定の内部を見た場合、一八一〇年代のそれが、もっぱらゼミナールの教育活動の規定を中心としていたのに対して、一九世紀後半の規定は、教育活動のそれではなく、図書・研究室などの物的条件の利用規

定に変化している点である。つまり、このなかにもゼミナールというものが教育活動という内容的次元で捉えられていた段階がすぎ去り、次第に図書・研究室などをもった物的施設の次元で把握される傾向が濃厚になってきたことがうかがえる」(同108頁)と述べる。こうした教育活動や実践から物理的施設・設備への認識の変容は先の森田(1995)の「ゼミナールの外的条件」にも符合する。また19世紀末のSeminarの様子についてPaulsen(1902=1906)は、「最近の十年〔1890年代〕で極めて重要なのは、図書室(Bibliotheken)および作業部屋(Arbeitsräumen)をともなう設備(Ausstattung)が設けられたことである。……ゼミナールの構成員はこうして総合図書館を使うことで起きる多くの障害から解放された」(268-269頁=213頁)と記述しており、19世紀末には物理的施設・設備がSeminarに不可分なものとして認識されていたことを示している。

## 2.2 「研究室」の存在形式—物理的施設・設備としての「研究室」の形成—

このようにして19世紀を通じたドイツの大学におけるSeminarの形成と変容は、その世紀末に、Seminarをして研究を通じた教育の実践に資する書籍や資料を集積した物理的施設・設備としての姿を生ぜしめた。こうしたSeminarの姿が、前章の事例にみた創設者たちの目の当たりにしたであろうSeminarの姿であったと推測できる。ここでは「研究室」がどのように把握されてきたのかを見ていくことで、その創設の意義を考察していく。

ここで用いるのは『学術大観』である。この資料は東京帝大の公式な年史として初めて「研究室」の意義に言及したものと見える。戦前期における東京帝大の公式の年史には『東京帝国大学五十年史』(東京帝国大学編 1932)があるが、当時の総長である平賀譲は『学術大観』の「序」においてその違いを、「曩に本学に於ては東京帝国大学五十年史を編纂し主として本学制度沿革を明にせるも未だ学術発達の過程を記録せるものなく」(『総説・文学部』、1頁)と述べ、紀元2600年の奉祝記念事業としての編纂の意義を強調している。

こうした意義をもつ『学術大観』だが、「研究室」創設についていかなる記述があるのかをみていく。まず『総説・文学部』の総説部分において、「設備の一例としてここに挙げべきは研究室である。医工理農等自然科学系の各分科大学に於ては、教室が初めから研究室実験室であったのであるが、法文等の人文科学系の分科大学に於ては、帝国大学時代に教室のみで研究室の設備を缺いて居た。然るに東京帝国大学と改称した以後、それ等の分科大学にも次第に研究室が設けられた。……明治年間の終頃迄には各学科の研究室が成ったのである。かう言ふ方面に於て此期間は本学の発展の甚だ著しい時期であったと認め得るであらう」(『総説・文学部』、41-42頁)と述べられている。この記述は、明治30年に大学名が「帝国大学」から「東京帝国大学」に変わって以降の事柄が記述される箇所であり、学科の新設や講座の新增設が述べられた後に大学の施設について述べられるが、その中で唯一の例として挙げられているのが「研究室」なのである。ここで文科系学部の「研究室」は医科系・理科系学部の「研究室実験室」と対置され、文科系学部において存在してこなかったものであると捉えられている。そして明治30年の東京帝国大学への改称の時期に設けられ、その設置が進むことに大学自体の発展が重ねられていることがわかる。

また『法学部・経済学部』においては、法学部の総論部分に「大学は、必ずしも『大二教へル』

所でなくてもよいが、願はくは文字通り『大ニ学フ』所でありたい。ところが明治中期までは法科といへば『教ヘル』—講義する一所といふ観念が強かった様だ。即ち講堂さへあれば足りるといふ考が支配して居た。しかし大学の目的が教育と研究とである以上、講堂の外に研究室なかるべからざることと言ふまでもない（『法学部・経済学部』、10頁）と述べられている。ここには「教ヘル」教育方式である「講義」に対応する「講堂」が、「学フ」こととしての「研究」に対応する「研究室」という対比の関係にあるという認識が現れている。そして「講堂」を用いた「講義」に偏しており、「研究室」がなかったことを建築物、すなわち物理的施設・設備の不在に象徴させている<sup>5</sup>。こうした認識は、先の『総説・文学部』において様々の用途を含んだ「教室」に、医科系・理科系学部の「研究室実験室」に相当する施設・設備が文科系学部にはなく、明治30年代に新たに創設された「研究室」という「書物」や「研究資料」などを集積した施設・設備の登場が重要な画期であるという認識と一致している。そしてこれは、正に19世紀末にSeminarが有し、かつそれを受容したために「研究室」がアプリアリに有することとなった、研究を通じた教育の実践と物理的施設・設備が一体的に把握された認識の構造なのである。

### 3 Seminar受容の日本的構造

#### 3.1 東京帝大文科系学部の物理的構造

本章では、ドイツの大学のSeminarが日本の帝大に「研究室」として受容されるに至った物理的、制度的および人的・世代的要因を考察していく。まず本節では、「研究室」がSeminarから受け継いだ物理的施設・設備としての特徴が、帝大文科系学部において画期的な意義を有したのはなぜかを見ていく。「研究室」が物理的施設・設備として画期的である謂れは、それ以前にそうしたもの

表2 東京大学法学部・文学部の建築

学部	部屋の種類	部屋数	大きさ (タテ×ヨコ：尺)
法学部	講義室	4	大凡36×24
	講義室	4	大凡30×20
	会議室	1	大凡60×50
	教授私室	2ないし3	大凡10×10
	外来者待合室	1	大凡20×20
	教授待合室	1	20×20
	校僕室	1	15×15
文学部	級室（クラスルーム）	5	各大略36×24
	同	4	各大略30×20
	応接所	1	大略20×20
	教授扣所小ナルモノ	3	10×10
	教授待合室	1	10×10
	校僕室	1	(不明)

「加賀邸内ニ東京大学校建築ノ事」より筆者作成。

に相当するものが存在しなかったことに求められていることが、先の引用から指摘されている。これを裏付けるため、「研究室」創設以前の東京帝大文科系学部の物理的構造はいかなるものであったかを、明治11年に残されたと推定される「加賀邸内ニ東京大学校建築ノ事」（東京大学百年史編集委員会編（1986、798-809頁）所収）および東京大学キャンパス計画室編（2018）の成果を用いて検討していく。

まず前者は旧東京大学時代の建築事情についての資料であり、法理文三学部に必要な施設・設備が記されている。理学部では学科ごとに「数学教室」や「算数物理学教室」などの教室が設けられるほか、「普通ノ試験等二用ユル室」や「教授ノ私室」、「顕微鏡実験室」などから構成される「物理学実験室」などのような施設・設備が列举され、合計71種類の部屋が示されている。対して法学部、文学部は表2の通りであり、「講義室」、「級室」を中心とした構成であり講義が中心の教育であったこともうかがわれ、また外山正一の抱いていたイメージや『学術大観』にもあるような理科学部（理学部）と対照的な構造が見てとれる。また「教授私室」や「教授扣所小ナルモノ」といった教員用の部屋もあるが、語彙の点からも本稿に言う「研究室」と趣を異にしている。また後者の研究では明治18年竣工の法文科大学の明治30年頃とされる平面図が掲載されている。これを見ると、ほとんどが「教室」によって構成されており、同書が指摘するように「教員扣室」という部屋が1つあるものの当時の教員数からしても教育や研究を行うには狭小と言わねばならず、やはり「研究室」に相当する部屋はあると言い難い（東京大学キャンパス計画室編 2018、54-55頁）。

草創期の「研究室」はこうした状況の中で、教育方式と関連を持ちながら部屋としての種々の「教室」を確保して「研究室」とすることで空間的制約を解消しようとしてきたといえる。草創期の創設者たちは先代が使っていた部屋を利用したり既存の部屋の一部を利用したりして「室」を確保してきた。そして後続する「研究室」は、例えば、『法学部・経済学部』が記すように医科大学衛生学教室内に間借りして「法制史研究室」（明治35年設置）を設けたり（同10頁）、あるいは後の経済学部の基礎となる「経済統計研究室」（明治33年設置）も医科大学医化学教室の一隅の2室を借り受けることで始まったりしているなど（同516頁）、他の分科大学や既存の建物を間借することで空間を確保してきた。逆に言えば、そうした空間的制約に、「研究室」の拡大がすぐに実現しなかった原因も求めうるだろう。というのも、明治43年の「研究室」の増加には、理科大学の建物が移管されたことによって物理的な空間が増えたことが要因として挙げられているからである。これは文学部においても同様であり、「其年〔明治43年〕理科大学の動物学教室が文科大学に移管されたので、その建物を研究室に充てる事となり、国文学・史学・哲学・印度哲学・倫理学・美学・美術史・独逸文学・支那哲学支那文学・宗教学の諸研究室が一斉に設置され、茲に各学科が研究室を有するに至つた」（『総説・文学部』、196頁）とあり、物理的な空間の増加が施設・設備としての「研究室」の増加と一致している。そうした意味で、「研究室」には教育や研究の実践の要素のみならず物理的な要素も不可分であることがわかることに加え、明治30年代初頭に「研究室」が創設されてから明治40年代に拡大に至るまでのおよそ10年の間には、「研究」と「室」の双方の位相を一体的に実現するための空間的制約に対する様々な模索があったと考えられる<sup>6</sup>。なお、『総説・文学部』において引用部分を執筆したのは当時の文学部長で『学術大観』編集委員長であった今井登志喜であ

り、『法学部・経済学部』の引用部分を執筆したのが当時の法学部長の穂積重遠であることから、明治30年代以来の「研究室」に関する認識は文科系学部において統一されていたといえる<sup>7</sup>。

### 3.2 位相の継受とその要因

こうした位相の継受はいかなる要因によって実現したのだろうか。ここでは、当時の東京帝大と教授職をとりまく制度的要因と人的・世代的要因からの説明を試みる。

最初に制度的側面に目を向けると、まず挙げられるのは留学の制度化である。森川（2008）によると、世界的な学術や技術の移植を目的とした留学の制度化は、明治3年の「海外留学規則」に始まり、明治5年の「学制」および「学制追加二編」や明治8年の「文部省貸費留学生規則」といった変遷を経て、明治十四年の政変の後に明治15年の「官費海外留学生規則」に至って官費主義とドイツ重視が明確化される。こうした留学は教授職のキャリアにも編入されるようになる（天野1997）。つまり制度化された留学は、ドイツを中心とした欧州への留学が学術のみならず大学に関わる制度や実践などを、教授職やその候補者を介して移植して受容する一つの基盤となっていたといえる。

次いで挙げられるのは講座制である。講座制は明治26年に導入されたが、その目的を寺崎（2000）は専攻責任の明確化による教育体制の整備と職務俸（講座俸）導入による帝大教授職の待遇の合理化に求める。その影響は、一方で講座制の要請する「専門」の文脈において中山（2013）が「明治期に生まれた科学者は割り当てられた部屋に住み、国家の期待を背に、一心にわき目もふらず西洋の本家のものを移し植えることにこれ努めた。それには細分制度化された大学講座制はまことに好都合で、能率的な組織であった」（301頁）と巧みに言い表すように専門分化に寄与した。他方、職務俸は導入以降に増加を遂げる講座の担任である特に帝大の若手教授職にとってのインセンティブになったと考えられる。

こうした諸制度の影響は、明治30年代初頭の東京帝大文科系学部における最初の世代交代という人的・世代的構造の変動において像を結ぶ。文学部の世代構造を扱った橋本（1995）やその知見と比較しつつ法学部の世代構造を検討した今野（2025）の知見は、双方の学部において明治30年代初めに最初の世代交代が起きたことを示している。これは明治より前に出生し帝大創設以来教授職にあった第一世代から、明治10年代前後に出生し、制度化された留学を経て教授職となり帝大の制度化を担いあるいは西洋由来の新規の学術ならびに制度や実践を導入した第二世代への移行を指している。彼らは、前世代とは一線を画す教育や研究を導入し、実現していく。つまり、こうした世代構造の変動（人的・世代的要因）と既存の諸制度の機能（制度的要因）との影響の双方が明治30年代において現れ、結果として同時代のドイツの大学における制度や実践が体系的に受容されたのである。「研究室」とはその一つの日本的な形式であるといえよう。

以上のように、「研究室」創設において共通にみられた物理的施設・設備としての認識の背景を、その原型であるSeminarのドイツにおける形成と変容およびそれが東京帝大に受容される構造的な条件からみてきた。これを要するに、一方の日本では留学の制度化や講座制といった制度的要因

と東京帝大内の世代交代という人的・世代的要因とが相俟ってドイツの大学の制度や教育の実践が体系的に受容される構造的な条件が整い、他方でドイツではSeminarは所期の教育の実践のみならず物理的施設・設備として規定されるようになっていたことで、「研究室」が実現したといえる。それ故に、19世紀末にドイツで変容が遂げられたSeminarこそ、明治30年代に東京帝大で創設された「研究室」の原形だと考えられるのである。

### おわりに一本稿の知見と課題一

以上、東京帝国大学の文科系学部における「研究室」がドイツの大学におけるSeminarを受容したものであることを、研究を通じた教育や研究そのものの実践（「研究」の位相）とその実践のための書籍・資料・標本などを集積した物理的施設・設備（「室」の位相）の2つの位相に着目して、草創期「研究室」の事例を通じて跡付けてきた。その結果、草創期の「研究室」には、時代的な特徴として明治30年代に創設されたこと、いずれにおいても創設者がおり彼らが欧州、特にドイツで経験をもとに書籍や資料、標本を集積する施設・設備を有し、またそれらを活用した研究を通じた教育や調査研究の実践の場として創設した点に共通点をもつことが明らかになった。そしてこの背景には、19世紀ドイツの大学において形成されたSeminarが研究を通じた教育の実践から物理的施設・設備として規定されるという変容を経て、日本における留学の制度化や講座制といった制度的要因や世代交代といった人的・世代的要因によって東京帝大に受容されたという過程がある。こうした2つの位相が一体的に導入された「研究室」は、それ以前の物理的構造からみても画期的であった。

こうした知見の大学史的意義は、第一に、創設の経緯が創設者による非法制的な過程によるものであったことである。「研究室」の創設は、勅令によって導入された講座制や法令によって制度化された留学による大学や学問の制度化とは一線を画しており、国家による上からの大学や学問の制度化という視点を相対化する意義をもつ。第二に、日本の大学における「研究室」の一つの原点が明らかになった。現代の「研究室」の概念や意味は、教育や研究の実践や実態の蓄積によって多義化したり「ゼミナール」、「ゼミ」あるいは「演習」といった関連語彙との境界が曖昧になったりしている。こうした混沌に対して、原点となる意味や特徴を解明したことは、その後の変容を追跡するにあたって不可欠な一歩といえよう。

しかしながら、本稿では二次資料を活用しながら意味の変容の原点を求めるとどまっておらず、さらなる一次資料に基づいた変容の追跡が次なる課題である。そこには後発帝大との影響関係を踏まえた制度的、人的・世代的要因の検討が求められる。あるいは、特に「研究」の位相に関わって、潮木（1973）がSeminarの変容において、研究体制が家産的なものから官僚制的なものへの変容を指摘するように、日独に通底するような研究活動自体の変容も射程に入れる必要がある<sup>8</sup>。これらの課題への応答は、専門分野間の差異や影響関係などを考慮しつつ他日を期すこととする。

## 注

1. 潮木（1973）や森田（1995）は、実践的・物理的側面の双方に言及してSeminarの形成と変容を描いているが、日本への受容史としては潮木（1997）が詳しい。同書の主題は京都帝大法科大学における「演習（科）」の導入である。そこには教育改革の中心人物として高根義人が登場するが、彼は慶応3年生まれだが東京帝大卒業後、大学院在学中の明治30年前後に独、英に留学しており後述の東京帝大の第二世代に相当する。このように留学先や世代などの共通性があるにもかかわらず、同じSeminar受容でも結果には差異がある。この共通性と差異の検討は本稿の手に余るため稿を改めたい。
2. 以下の引用に際しては旧字を新字に改めた。〔 〕は引用者注を、「……」は中略を表す。また特別に、東京帝国大学編（1942a）は『総説・文学部』と、東京帝国大学編（1942b）は『法学部・経済学部』と略し、またその全体を指す際は『学術大観』と示すこととする。
3. 本来であれば「心理学研究室」も含まれるべきだが、ここでは既に蓄積のある実験心理学分野の視座から「実験室」等の受容や形成、変遷に関する苧阪（1987）や肥田野（1998）などの研究を挙げて概要と示唆を述べるに止める。「心理学研究室」は元良勇次郎の委嘱を受けた松本亦太郎によって設計された「心理学実験場」を中心として創設され、その設計は松本のイェール大学留学の経験に基づいているようである（『総説・文学部』）。こうした経緯からは、「心理学研究室」が他の事例と異なって実験を含むなど理科系的な側面を有している点で特異であることや、ドイツのSeminarが「研究室」の唯一の原形ではないことがわかる。しかし、重要なのはこうした起源の異なるものが「研究室」（時に「教室」とも称されつつ）という名称の下で制度化されていくようになることである。またこのような同時期の各「研究室」が創設等においてどのような影響関係を有していたかは重要な論点であるが、資料の制約等もあり他日の課題としたい。ただし、明治35年中に発行された『史学雑誌』において、史学系の関係者の間で「社会学研究室」を意識しながら歴史学の「研究室」の実現を主張する意見があったようであり、影響関係の一端を示唆している（小澤・佐藤編 2022）。
4. 試みに『総説・文学部』に収められている「東京帝国大学教職員年代別現員表」の明治30年と明治40年の教員（教授、助教授および助手の和、兼任を除く）の人数を比較してみると、明治30年時点で法科大学は12人、文科大学は14人だが、明治40年時点では法科大学が27人、文科大学が33人となっている。すなわち、創設者が置かれていたのは「研究室」が拡大する明治40年代の半数以下しか教員がいない状況であった。それは専門分野のみならず分科大学内の整備においても彼らが影響力を有していた可能性を示唆しており、「研究室」創設を彼ら自身が主唱していたことから、その「研究室」創設における創設者の影響力が推察される。
5. なお、法学部の総論部分において「学生を教授が指導して特殊問題の共同研究を行う」（『法学部・経済学部』、8頁）ものとしての「演習」が記述されており、昭和14年以降に学部全体で実施されているようである。そして、「演習」が必要とされる所以でもある講義方式の教育について、「法学部における講義のかなりの部分が大量生産的であることは、遺憾ではあるが現在の

制度施設上已むを得ない」(同前)と述べられるように、学生に対して研究を通じた教育を行うという実践は、法学部では未確立の状態だったと推測される。そうすると法学部の「研究室」は、文学部に比して教員やその候補者が「学フ」=研究するというところに重きが置かれていたと解釈することができ、文科系学部間の差異が示唆される。なお特に標本等については「列品室」も存在したが、関東大震災で焼失し昭和12年に、物品は法文経二号館に移転したようである。

6. こうした模索について例えば北(2023)などを参照。明治40年代に空間的制約の解消は大きく進展したとはいえ完全な解消には至らなかったようである。
7. 経済学部の総論部分では、当時の経済学部長の森荘三郎が「研究室」の記述をしている。
8. 世代交代と研究活動の変容につき、中山(1978)は、法制に基づく制度作りに重要な役割を果たした官製の「明治アカデミズム」の世代から、そのような枠組みを保守的とみなして格闘した大正の「研究至上主義」の世代への転換を指摘している。後者への転換は特に東北帝大の登場などに代表されることもあり理工系の文脈に負うところがあるが、両世代の間に存在した、従来の制度や枠組みに基づきつつもそれを換骨奪胎しながら研究活動の基盤を構築してきた世代(本稿にいう第二世代)の意義を逆照射する。天野(1997)が「明治アカデミズム」世代の精華である講座制の創出に、アカデミック・プロフェッションとしての大学教授の「職業倫理」形成の作用を看取するように、文科系において第二世代が創出した「研究室」は、「明治アカデミズム」と「研究至上主義」の両世代間のエートスの転換を解釈する契機となる可能性があるが、ここではそれを示唆するに止める。

## 引用・参考文献

- 天野郁夫 1997「大学教授集団の形成—エリートからプロフェッションへ—」『教育と近代化—日本の経験—』玉川大学出版部、257-336頁。
- 著者不明 1899「東京帝国大学の展覧会」『東洋学芸雑誌』第203号、256頁。
- 橋本鉦市 1995「わが国における『文学部』の機能と構造(1)—帝大文学部の教授集団の分析を中心として—」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第35巻、129-147頁。
- 林恵海 1928「五二 昭和二年の社会学研究室」—〇〇周年記念誌刊行委員会編、2004、『社会学研究室の一〇〇年』平文社、246-247頁。
- 肥田野直 1998「わが国の心理学実験室と実験演習—明治中期から昭和初期まで—」『心理学評論』第41巻第3号、307-332頁。
- 保科孝一 1987「故上田先生を語る」稲村徹元監修『近代作家追悼文集成』(第18巻)、32-38頁。
- 井関九郎編 1921『大日本博士録—第壹巻 法學及薬學博士之部—』発展社。
- 河村俊太郎 2016『東京帝国大学図書館—図書館システムと蔵書・部局・教員—』東京大学出版会。
- 菊池城司 1999『近代日本における「フンボルトの理念」—福田徳三とその時代—』(高等教育研究叢書53) 広島大学大学教育研究センター。
- 北康宏 2023『中田薫』吉川弘文館。

- 今野翔太 2022「東京帝国大学経済学部における『研究室』の構造—独立期に果たした役割と機能の形成過程—」『大学史研究』第31号、91-110頁。
- 今野翔太 2024「東京帝大法学部における教授集団の形成と変容—世代交代の諸相—」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第64巻。
- 森川潤 2009『明治のドイツ留学生—ドイツ大学日本人学籍登録者の研究—』雄松堂出版。
- 森田猛 1995「ブルクハルトとドイツ諸大学における歴史学教育—ジーベルによる歴史学ゼミナール導入との関連で—」『史林』第78巻第6号、902-932頁。
- 中山茂 1978『帝国大学の誕生』中央公論社。
- 中山茂 2013『パラダイムと科学革命の歴史』講談社。
- 西英昭 2017「岡田朝太郎の欧州留学について」『法政研究』第84巻第1号、217-238頁。
- 西野毅朗 2022『日本のゼミナール教育—人文・社会科学領域等の学士課程教育における学習共同体の姿—』玉川大学出版部。
- 岡田朝太郎 1899「現今の刑法学理適用の有様」丹羽清次郎編『名士と青年』上田屋書店、289-304頁。
- 荻阪良二 1987「わが国初期の心理学実験室」『心理学評論』第30巻第4号、473-493頁。
- 小澤実・佐藤雄基編 2022『史学科の比較史—歴史学の制度化と近代日本—』勉誠出版。
- Paulsen, Friedrich 1902, *Die Deutschen Universitäten und das Universitätsstudium*, Berlin, A.Asher&Co. (=1906, Thilly, F. & Elwang, W., *The German University and University Study*, New York, Charles Scribner's Sons) .
- 清水康行 2012「上田万年の欧州留学に関する記録」『日本女子大学紀要 文学部』第61号、1-17頁。
- 建部遯吾 1903「二七 社会学研究室開室の辞」—〇〇周年記念誌刊行委員会編、2004、『社会学研究室の一〇〇年』平文社、199-200頁。
- 寺崎昌男 2000『日本における大学自治制度の成立』（増補版）評論社。
- 東京大学百年史編集委員会編 1984『東京大学百年史—一部局史—』東京大学。
- 東京大学百年史編集委員会編 1986『東京大学百年史—資料三—』東京大学。
- 東京大学国語研究室創設百周年記念国語研究論集編集委員会編 1998『東京大学国語研究室創設百周年記念国語研究論集』汲古書院。
- 東京帝国大学編 1932『東京帝国大学五十年史』（上冊）東京帝国大学。
- 東京帝国大学編 1942a『東京帝国大学学術大観—総説 文学部—』東京帝国大学。
- 東京帝国大学編 1942b『東京帝国大学学術大観—法学部 経済学部—』東京帝国大学。
- 外山正一 1983「修史及史料事業に関する意見」『山存稿』（前編 下）丸善、151-154頁。
- 潮木守一 1973『近代大学の形成と変容』東京大学出版会。
- 潮木守一 1997『京都帝国大学の挑戦』講談社。
- Yoshiyuki, Kikuchi 2021, "Inventing Laboratory Science in Meiji Japan", *History of University*, 34(1): pp.240-258.

# **The Process of Establishing ‘Kenkyushitsu’ in the Faculties of Humanities and Social Sciences, the Imperial University of Tokyo: Historical Aspects in the Reception of the ‘Seminar’**

Shota KONNO

## **Abstract**

This study traces the establishment of “Kenkyushitsu” (「研究室」) in the Faculties of Humanities and Social Sciences, the Imperial University of Tokyo, which adopted the “Seminar” of German universities. Accordingly, the focus is on two aspects: the practice of education through research and research itself (“research” phase), and the physical facilities and equipment that accumulate books, materials, specimens, and so on for that practice (“room” phase). The early “Kenkyushitsu” have in common that they were established in the 1890s and that they had founders who established the “research” and “room” phases as one entity based on their experiences in Europe, especially Germany. The background to this is the process in which the reception of “Seminar,” which was formed in German universities in the 19th century, transformed from the practice of education through research to physical facilities and equipment, and were adopted by the Imperial University of Tokyo due to institutional factors such as the institutionalization of Japanese study abroad programs and the “Chair System” (「講座制」), as well as human and generational factors.